

## 宇部市人材確保支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人材確保を目指す市内の事業者による求職者（大学、専修学校等の卒業予定者、離職者、転職希望者、UIJターン希望者等をいう。）の市内就職を促進する取組を支援するため、宇部市人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内の事業所への採用及び配属を目的として第4条に規定する補助対象事業を実施する者であって、雇用保険適用事業所として届け出ている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 医療法人又は社会福祉法人で、常時使用する従業員の数が300人以下のもの

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、第7条第1項の交付決定通知書に記載された交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了するものとする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は、補助対象外とする。

- (1) 求人情報発信事業
  - ア 就職・転職情報サイトへの企業情報掲載
  - イ 県外で開催される合同企業説明会等への参加
  - ウ 採用に関するホームページの新規作成又は改修
  - エ 採用に関する企業PR動画の制作
- (2) 人材採用力強化プログラム連動事業
  - ア 人的資本経営の導入又はアクションプランに基づく取組の実施
  - イ インターンシップのプログラム構築及び実施

### (補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率及び補助上限額は別表1、補助対象経費は別表2のとおりとする。

- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市人材確保支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、宇部市人材確保支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市人材確保支援事業費補助金変更申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額の20パーセント以内の減額となる変更で、かつ、補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市人材確保支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないとしたときは、宇部市人材確保支援事業費補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市人材確保支援事業費補助金中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第6条の申請書を提出した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、宇部市人材確保支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第7条第1項に規定する交付決定(第8条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。)の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市人材確保支援事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第9条の中止届の提出があったとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

(4) この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市人材確保支援事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告及び調査)

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から3年度間、各年度の3月末に、宇部市人材確保支援事業費補助金採用状況報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(成果の発表)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	補助対象事業	補助率	補助上限額
情報発信枠	求人情報発信事業	1／2	10万円
人材採用力強化枠	人材採用力強化プログラム連動事業	1／2	10万円

別表2（第5条関係）

区分	補助対象経費
情報発信枠	就職・転職情報サイト掲載費、合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル料、採用に関するホームページ作成・改修若しくはPR動画制作に係る専門業者への外注費等
人材採用力強化枠	中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）事業に参画した企業が人材採用力の強化に向けた取組を行うために要する費用（広報物製作費、専門家謝金、インターンシップ関連経費、人的資本経営推進関連費等）